

●香川県告示第319号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成19年香川県告示第425号で指定した次の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により平成23年香川県告示第16号で指定した次の土砂災害特別警戒区域について、これらの指定を解除する。

平成30年11月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 砂 災 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
観音寺市大野原町田野々	竹の谷川（38-10-I）	土石流	次の図のとおり
〃	尾合谷下川（38-13-I）	〃	〃
〃	坂口川（38-33-II）	〃	〃
〃	美田東川（38-37-II）	〃	〃
観音寺市豊浜町箕浦	上の山川（42-17-I）	〃	〃

土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
観音寺市大野原町田野々	竹の谷川（38-10-I）	土石流	次の図のとおり
〃	尾合谷下川（38-13-I）	〃	〃
〃	坂口川（38-33-II）	〃	〃
〃	美田東川（38-37-II）	〃	〃
観音寺市豊浜町箕浦	上の山川（42-17-I）	〃	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県西讃土木事務所及び観音寺市建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）